

Europe Insights

欧州市場を見る眼～現地からの報告

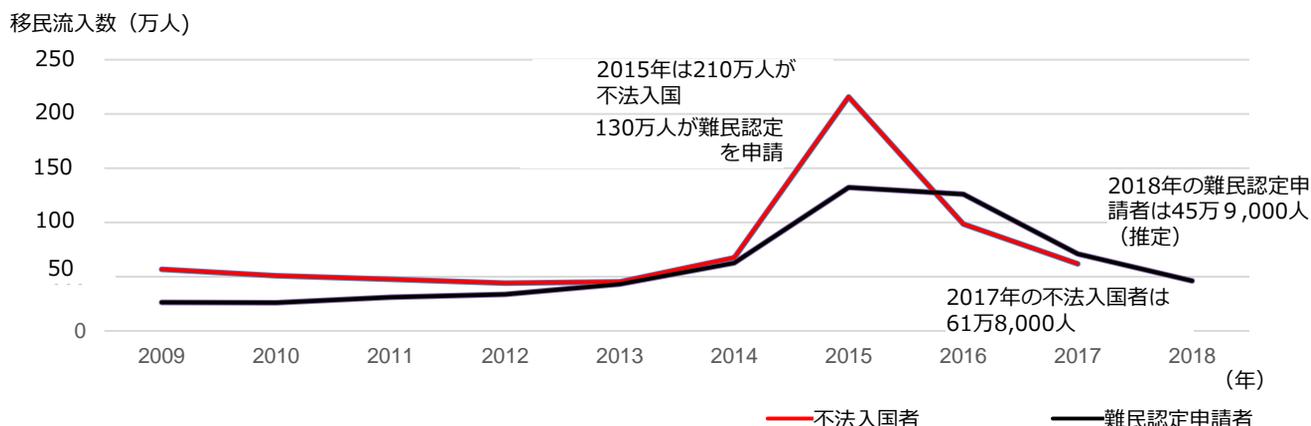
HSBC投信株式会社
2018年8月14日



トピックス：包括的移民政策に向けた長い道のり

- ◆ 欧州連合（EU）は現在、域外では貿易摩擦などの逆風を抱え、域内では長引くBREXIT（英国のEU離脱）交渉に加え、移民流入の管理という厳しい課題に直面している。
- ◆ 移民の流入は2015-16年をピークに減少に転じたものの（図表1参照）、世論調査では、5億人にのぼるEUの人口の多くにとり、移民問題は引き続き最大の懸念であることが示されている。
- ◆ EUは2015年から2018年にかけて、難民と移民対策に向けて大幅に財源を拡充したが、加盟国への資金配分に関する問題はなお山積している。
- ◆ 2015-16年の「移民危機」の際には、欧州の移民制度の不備が露呈し、EUは対応を迫られた。そして本年6月のEU首脳会議（サミット）で、各国政府は移民の流入管理を強化する案に合意した。10月にこの提案が採択されれば、現行制度の限界克服に向けた大きな一歩となるだろう。

図表1：EUへの移民流入は2015-16年のピークから減少



出所：ユーロスタット, 2018年7月27日現在

当資料の「留意点」については、巻末をご覧ください。

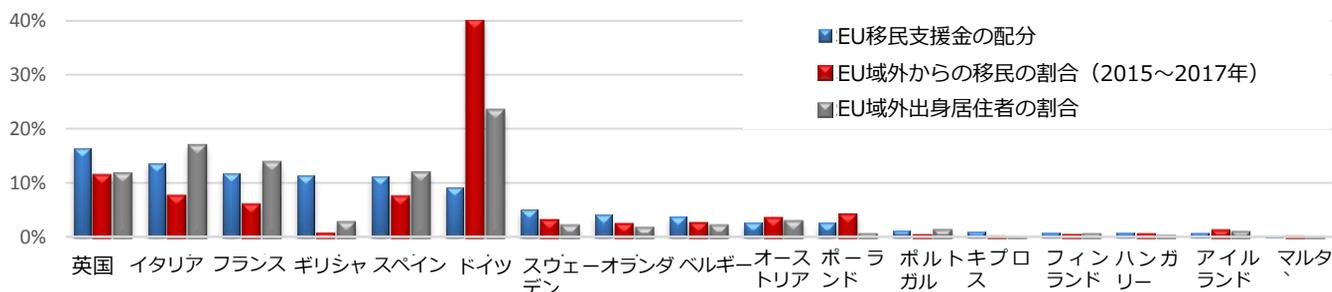
6月のサミットは大きな前進：EU加盟各国政府は「共通の取り組み」の原則に合意

◆ 6月に開催されたEUサミットでは、移民政策に関していくつかの提案が行われた。欧州対外国境管理協力機関（Frontex）の職員を現在の3,000人から2020年までに1万人に増員するという第一の提案は、早期実施が見込まれている。さらに重要なのは、EU加盟各国政府がダブリン協定と呼ばれる移民政策の枠組みを改革することに合意した点である⁽¹⁾。2015～16年の「移民危機」では、イタリア、ギリシャ、マルタなどEU域外と隣接する最初の上陸国に負担がかかるなど、現行制度の不備が露呈した。さらに、現在の資金配分は、難民が通常最初の上陸国では登録せず、最も雇用機会のある国（ドイツ、スウェーデン、英国など）を目指すという事実を反映していない。また、ハンガリー、ポーランド、オーストリアなど一部諸国は、義務付けられた人数の難民の受け入れを拒否している。6月のサミットでは、こうした問題解決に向けて大きく前進が見られた。各国政府は移民の流入を国家の問題ではなく欧州全体の問題とみなす「共通の取り組み」の原則に合意した。これにより、EUの自動的な負担の共有、財源の適切な配分、そして調和のある移民政策への扉が開かれたのである。

移民政策への財源を拡充

◆ EUは2015年から18年にかけて難民と移民関連対策への財源を大幅に拡充し、加盟各国のプログラムとEUの財源を通じて（EUのGDPの0.1%に相当）220億ユーロを支出した。EU加盟国間の現在の資金配分は2010年の移民統計に基づいており、現在の移民の比率と比べて資金配分は不適切である（図表2参照）。例えば、ドイツはEU域外からの移民（40%）とEU域外出身の在住者が人口に占める割合（23%）がともに最高であるにもかかわらず、EUからの支援は全体の9%にとどまった。一方、イタリア、ギリシャ、英国はEU域外からの移民とEU域外出身の在住者が人口に占める割合に見合った額より多額の支援を受けている。

図表：移民とEU域外出身者が人口に占める割合と比較したEUからの移民支援金の配分



出所：EU予算政策局、2018年4月

- ◆ EUの現行の移民制度は構造が複雑であり、透明性に欠けている。移民政策の財源の88%は多数の国家機関、業界団体、NGOと共同で管理されており、EU関連のプログラム実施に関するデータは簡単には入手できない⁽²⁾。
- ◆ 10月のサミットでダブリン協定の改革案が採択されれば、EU全域での難民認定、EUの中央省庁、「共通の取り組み」への協力を拒否した国の政府にEUからの資金を提供しない制度などを創設するなど、移民問題を巡る多くの欠点を解消する大きな一歩となるだろう。
- ◆ これまでのところ、移民制度の限界は、EUのマクロ経済指標や金融市場に目に見える影響を及ぼしてはいない。しかし、この問題についてEUが意見を統一することができなければ、状況が変化する可能性がある。また、ダブリン協定の改革が今年後半に採択されたとしても、包括的な枠組みへの第一歩に過ぎず、各国政府の協力が引き続き重要となることに変わりはない。

(1) ダブリン規約（共通欧州庇護制度）は、難民認定を求める人が登録する国を規定し、登録された難民認定申請者をEU内に配分する。2017年11月、欧州議会はダブリン規約の改定案について採決した。

(2) 詳細は“the EU’s external migration policy: towards win-win-win partnerships”（EUの移民政策：ウィンウィンのパートナーシップに向けて）-ジャック・デロール研究所（2017年4月）

留意点

投資信託に係わるリスクについて

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象としており、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により基準価額が変動し損失が生じる可能性があります。従いまして、投資元本が保証されているものではありません。投資信託は、預金または保険契約ではなく、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関でご購入の投資信託は投資者保護基金の保護の対象ではありません。購入の申込みにあたりましては「投資信託説明書（交付目論見書）」および「契約締結前交付書面（目論見書補完書面等）」を販売会社からお受け取りの上、十分にその内容をご確認頂きご自身でご判断ください。

投資信託に係わる費用について

購入時に直接ご負担いただく費用	購入時手数料 上限3.78%（税込）
換金時に直接ご負担いただく費用	信託財産留保額 上限0.5%
投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用	運用管理費用（信託報酬） 上限年2.16%（税込）
その他費用	上記以外に保有期間等に応じてご負担頂く費用があります。 「投資信託説明書（交付目論見書）」、「契約締結前交付書面（目論見書補完書面等）」等でご確認ください。

※上記に記載のリスクや費用につきましては、一般的な投資信託を想定しております。

※費用の料率につきましては、H S B C 投信株式会社が運用するすべての投資信託のうち、ご負担いただくそれぞれの費用における最高の料率を記載しております。

※投資信託に係るリスクや費用はそれぞれの投資信託により異なりますので、ご投資される際には、かならず「投資信託説明書（交付目論見書）」をご覧ください。

※当資料は、H S B C 投信株式会社が情報提供を目的として、H S B C グローバル・アセット・マネジメント（フランス）が作成した“Europe Insights”を翻訳・編集したものです。

H S B C 投信株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第308号

加入協会 一般社団法人投資信託協会/一般社団法人日本投資顧問業協会/日本証券業協会



ホームページ

www.assetmanagement.hsbc.com/jp



電話番号 03-3548-5690

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

【当資料に関する留意点】

- 当資料は、H S B C 投信株式会社（以下、当社）が投資者の皆さまへの情報提供を目的として作成したものであり、特定の金融商品の売買を推奨・勧誘するものではありません。
- 当資料は信頼に足ると判断した情報に基づき作成していますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。また、データ等は過去の実績あるいは予想を示したものであり、将来の成果を示唆するものではありません。
- 当資料の記載内容等は作成時点のものであり、今後変更されることがあります。
- 当社は、当資料に含まれている情報について更新する義務を一切負いません。